

独立行政法人のガバナンスについて

1. 現行独法制度導入の背景とガバナンス規定

従来指摘されていた問題点

<国の機関>

- 弾力的な財務運営が困難（年度単位の予算統制）
- 柔軟な人事管理に限界（国家公務員法等の統制）
- 効率化・サービス向上のインセンティブが働きにくい。

<特殊法人>

- 法人の経営責任が不明確で、自律性が欠如
- 目標管理と外部評価がなく業務が自己増殖
- 経営内容が不透明

①効率的な企業的経営、②経営責任の明確化、③透明性の向上を図るため、独立行政法人通則法に下記のガバナンスを規定。

設立・運営

- 法人の名称・目的・業務
個別法で規定
- 役職員の任命・解任
 - ・法人の長・監事：主務大臣
 - ・役職員：法人の長
- 役員の数・任期等、職員の身分
個別法で規定
- 給与等の支給基準
公務員や民間企業の給与、法人の実績等を勘案して法人が定め、公表。

中期目標・中期計画等

- 中期目標
主務大臣が3～5年の範囲で法人が達成すべき目標を設定、公表。
- 中期計画
法人の長が中期目標達成のため計画を策定、主務大臣の認可を受け、公表。
- 年度計画
法人の長が毎事業年度、業務運営に関する計画を策定、公表。

財務・会計

- 原則として企業会計原則
- 財務諸表
毎年度、会計監査人の監査、主務大臣の承認を受け、公表。
- 出資、財源措置
政府出資可。運営費交付金の交付
- 利益・損失の処理
 - ・利益の残余は積立金として整理
 - ・中期計画における「剰余金の使途」に充当可。
 - ・積立金の処分は個別法で規定

評価体制

- 業務実績
毎事業年度及び中期目標期間終了後、各府省の評価委及び政独委（総務省の審議会）の評価。
- 組織・業務の全般
中期目標期間終了後、主務大臣が検討し、所要の措置。政独委が事務・事業の改廃に関し主務大臣へ勧告。

※主務大臣の一般監督権はない。

2. 現行制度に対する問題意識

- 事業仕分けで多く見受けられた例：①効果に疑問のある事業の継続、②高いラスパイレス指数、③非効率な資産保有
- 現行制度の創設当初、主に国の試験研究機関が先行して独法化。その後、造幣局、印刷局や国立病院などの種々の事業が独法化されたほか、特殊法人等からも多くの法人が独法に移行。この結果、性格の異なる各法人の業務が、独立行政法人通則法という一つのルールで規律されることとなり、効率的、効果的に運営されない面が生じてきているのではないか。

※ 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）では、講ずべき措置として、保有資産の見直し、法人の長・監事の任命に係る内閣の一元的関与、関連法人との人・資金の流れの透明性の確保、監事の機能強化、評価機関の一元化等が盛り込まれていた。

独立行政法人と企業の違い(会計面から)

	企 業	独立行政法人
収益と費用の 対応関係	収益を目的とし、支出は業務活動の中で収入を獲得するために必要と思われる財貨の等の取得のためになされるもの。収益を獲得するために犠牲となった財貨等の合計が費用	支出は国の公共的な事務及び事業を確実に実施されるためになされるもの 収益は、業務を実施するために必要な財源に充てるための国からの交付金と自己収入の合計額
利益	出資者への利益配当、事業への再投下	損益計算上の利益の獲得を目的として出資する資本主が存在しない。 利益は剰余金として扱い、目的積立金等を除き、中期目標期間終了時に国庫に返還

※独立行政法人会計基準の設定について(平成12年2月16日 独立行政法人会計基準研究会)等より作成

独立行政法人の運営費交付金について

【運営費交付金の算定】

各独立行政法人が作成し、所管大臣が認可する中期計画に定める算定ルールに基づき算定。
算定ルールは、毎年度一定の率で削減することを前提とした全法人統一的な構造。
※退職手当等の当該年度のみが発生する経費については特殊業務経費として措置。

【国立女性教育会館における算定ルールとこれまでの削減】

国立女性教育会館については、中期計画において以下のとおり算定ルールを定めている。

- ・第Ⅰ期中期計画（平成13～17年度）：人件費・物件費ともに毎年△1%
- ・第Ⅱ期中期計画（平成18～22年度）：人件費・物件費ともに管理経費は毎年△3.2%、業務経費は毎年△1.03%削減
- ・第Ⅲ期中期計画（平成23～27年度）：人件費・物件費ともに管理経費は毎年△3.2%、業務経費は毎年△1.03%削減。

※このほか、自己収入についても、毎年度一定の増を運営費交付金の算定に反映（自己収入増＝運営費交付金の減）

この算定ルールに基づき、法人化後12年間で約1/4の予算を削減してきている。

平成13年度運営費交付金：724百万円

→ 平成24年度運営費交付金：547百万円（対平成13年度比△24.4%）

独立行政法人一覧(平成23年4月1日現在)

内閣府所管 3

- 国立公文書館
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

消費者庁所管 1

- 国民生活センター

総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 23

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 20

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 104 法人

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))
 (注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略